

令和2年土佐清水市議会定例会11月会議会議録

第1日（令和2年11月30日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第12号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第13号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第14号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第15号 専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）

議案第77号 土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 土佐清水市長等の給与，旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

1番 谷口佳保君

2番 弘田 条君

3番 武政健三君

4番 山崎誠一君

5番 吉村政朗君

6番 作田喜秋君

7番 岡本 詠君

8番 甲藤 眞君

9番 細川博史君

10番 前田 晃君

11番 浅尾公厚君

12番 永野裕夫君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**欠席議員**

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 議事係主幹 | 佐野 舞 君 |
| 技 幹 | 安田 文華 君 | 技 幹 | 宮地 晋平 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

**出席要求による出席者**

|                |         |          |         |
|----------------|---------|----------|---------|
| 市 長            | 泥谷 光信 君 | 副 市 長    | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井 大城 君 | 企画財政課長   | 横山 英幸 君 |
| 総務課長           | 中津 健一 君 | 危機管理課長   | 倉松 克臣 君 |
| 消 防 長          | 宮上 眞澄 君 | 観光商工課長補佐 | 公文 麻衣 君 |
| 農林水産課長         | 和泉 政彦 君 | 収納推進課長   | 谷崎 清 君  |
| 教 育 長          | 弘田 浩三 君 | こども未来課長  | 伊藤 牧子 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和2年土佐清水市議会定例会11月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

11月会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、11月会議の審議期間は本日1日と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、10 番前田晃君、11 番浅尾公厚君を指名いたします。

日程第 3、市長提出、報告第 12 号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第 15 号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」までの報告 4 件及び議案第 77 号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第 79 号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案 3 件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに、令和 2 年土佐清水市議会定例会 11 月会議の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和 2 年も残すところあと 1 か月となりました。

国内の新型コロナウイルスの新規感染者数は、11 月に入ってから急増し、11 月 18 日には、2,179 人と初めて 2 千人を超え過去最多を更新しました。その後も 5 日連続で 2 千人以上の新規感染者が確認されるなど、警戒していた第 3 波の新規感染者数はあっという間に第 2 波のピークを超え、依然として収束の兆しが見えない状況であります。

政府は、Go To トラベルについては、感染拡大地域への旅行の新規予約を一時停止とするとともに Go To イートについては、都道府県知事にプレミアム付き食事券の新規発行停止を求めるなどの措置を講じることとしております。

本市におきましては、いまだ一人の感染者も出していない状況ではありますが、引き続き、市民の感染症防止対策や低迷する本市経済の活性化に向けた施策に全力で取り組んでまいります。

さて、11 月 20 日、私が副会長を務めております全国市長会・過疎関係都市連絡協議会秋季総会が東京都において開催されました。

この中で、令和 3 年 3 月をもって失効いたします「過疎地域自立促進特別措置法」に続く新たな過疎対策法を制定し、引き続き過疎地域の振興・持続的発展に向けて過疎対策事業債及び各種支援制度の拡充・継続など総合的かつ積極的な支援を行うことを強く要望するという内容の「新たな過疎対策法の制定に関する提言（案）」について全会一致で採択されたところであります。

これに続き、全国過疎地域自立促進連盟第 142 回理事会並びに同第 51 回定期総会及び総決起集会が開催され、永野議長とともに出席いたしました。

総会では、新たな過疎対策法の制定等に関する決議・要望のほか、令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望などについて全会一致で承認された後、総決起大会では新過疎法制定実現に向けて意思統一が図られたところであります。

その後、さらに決議・要望書を持って高知県選出の国会議員事務所を訪問し要望活動を行ってまいりました。

皆様も御承知のとおり、過疎債につきましては、本市にとりましても大変重要な、そして優良な地方債でありまして、予算編成の際には最大限有効活用を行っております。

現在の過疎法に引き続き、さらに強化した新法の制定は必要不可欠であり、今後も要望活動を積極的に行ってまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、簡単に御説明申し上げます。

報告第12号から第14号までの3件は、公用車及び保育園送迎バスの車両事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

これまでも公用車の運転につきましては、再三の注意喚起を行っていましたが、いずれも運転手の安全確認が不十分であったために起こした事故であります。これを受け11月2日付けで職員に対しまして、細心の注意をもって常に安全運転を心がけ交通事故の防止に努めるように通知を行ったところであります。

報告第15号は、奨学資金の返還金の請求に係る訴えの提起について、専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議案第77号から第79号までの3件は、今年の人事院勧告に基づき条例の一部を改正するものであります。

人事院は、10月7日に国家公務員の給与について、官民較差等に基づき、一時金を0.05月分引き下げる勧告を行いました。

本市は例年、人事院勧告に基づき国が実施する給与改定等に準拠した形で実施してまいりました。今回につきましても、職員組合との協議・交渉を行い、国に準拠し勧告どおり実施することといたしました。

これに伴い、関連する条例改正案を提出させていただいております。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。なお、細部につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ、御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって、条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

報告第12号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」から報告第15号「専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)」までの報告4件及び議案第77号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第79号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案3件、計7件について説明を求めます。

総務課長。

(総務課長 中津健一君登壇)

○総務課長(中津健一君) おはようございます。

今会議に御提案申し上げました案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

報告第12号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」、議案つづり1から2ページです。

本議案につきましては、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本年9月26日午後2時30分頃、竜串市営駐車場において、市職員が公用車を後退させる際、後方確認が不十分であったため、駐車中の相手方車両右前方に衝突した事故について、10月29日、損害賠償額18万円で示談が整い、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について第2号の規定により、同日、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第13号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」、議案つづり3から4ページです。

本報告につきましては、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本年10月7日午前11時45分頃、保育園送迎バス運転手が運動会の準備を行うため、公用車を運転していた際、運転不注意のため、きらら清水保育園裏門のグレーチングを破損させたことが原因で、子育て支援センターから帰宅中の利用者が負傷した事故について、10月29日、損害賠償額1万8,630円で示談が整い、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について第2号の規定により、同日、専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものです。

報告第14号「専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」

議案つづり 5 から 6 ページです。

本報告につきましては、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本年 10 月 1 日午後 4 時頃、三崎保育園敷地内の乗降スペースにおいて、保育園送迎バス運転手がバスを後退させる際、後方確認が不十分であったため、直後に停車中の相手方車両前部に衝突した事故について、11 月 9 日、損害賠償額 43 万 5,699 円で示談が整い、地方自治法第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について第 2 号の規定により、同日、専決処分いたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するものです。

報告第 15 号「専決処分した事件の報告について（訴えの提起について）」、議案つづり 7 から 8 ページです。

本報告につきましては、奨学資金請求事件でありまして、民事訴訟法第 383 条の規定に基づき、令和 2 年 11 月 2 日付で支払い督促の申立てを行いました。

その後、相手方より異議申立てがあり、民事訴訟法第 395 条の規定により、通常訴訟の手続に移行いたしましたので、地方自治法第 180 条第 1 項及び土佐清水市債権管理条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 2 年 11 月 13 日、専決処分したことによる報告であります。

議案第 77 号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 9 から 10 ページ及び議案第 78 号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 11 から 12 ページ及び議案第 79 号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 13 から 14 ページです。

本議案 3 件につきましては、令和 2 年度人事院勧告の実施が 11 月 6 日、閣議決定、11 月 27 日、成立したことを受け、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 77 号につきましては、第 1 条において、一般職の職員の 12 月支給の期末手当の支給月数を 0.05 月引下げ、勤勉手当を含めた特別給を年間 4.45 月とし、令和 3 年度においては、6 月、12 月の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.275 月に改正するものです。

議案第 78 号及び第 79 号につきましては、第 1 条において、市議会議員及び特別職の 12 月支給の期末手当の支給月数を 0.05 月引下げ、特別給を年間 3.2 月とし、第 2 条において、令和 3 年度における 6 月、12 月の期末手当の支給月数をそれぞれ 1.6 月に改正するものです。

以上につきまして、御審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、条例案等に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。ただいま議題となっております案件中、議案第 77 号

「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第79号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの3件は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっておりますので、この点十分お含みおきの上、質疑をなされますよう特にお願い申し上げます。

なお、11月会議における質疑につきましては通告制を採っておりませんので、発言のある方は自席でお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第77号から第79号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

なお、委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に御配慮をお願いいたします。

この後、直ちに総務文教常任委員会を開催いたしますので、委員会審査について、よろしくお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休 憩

午前11時40分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから総務文教常任委員会の審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、弘田 条君。

(総務文教常任委員会委員長 弘田 条君登壇)

○総務文教常任委員会委員長(弘田 条君) 令和2年土佐清水市議会定例会11月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について御報告いたします。

1、議案第77号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第78号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第79号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第77号、第78号及び第79号は、人事院勧告に伴う議案のため、一括して審査を行いました。

執行部の説明によりますと、人事院勧告に伴い、令和2年12月期の期末手当を、本市一般職の職員は1.30月分から1.25月分に、市長等及び市議会議員は1.625月分から1.575月分に、それぞれ0.05月引き下げ、また、令和3年度以降の期末手当については、

0.025月分ずつ6月期及び12月期から引き下げるもので、影響額は、290人、477万円とのことであります。

委員から、ラスパイレス指数について質疑があり、執行部の説明によりますと、令和2年の速報値は96.1となっており、県下市町村では18位、県下11市では9位とのことであります。

また、委員から、職員のモチベーションが下がるのではないかと質疑に対し、執行部の説明によりますと、組合にも丁寧に説明を行い、今後も研修等を含めて取り組んでいくとのことであります。

別の委員から、組合との交渉内容についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、意向としては現状維持とのことであったが、人事院勧告であり妥結に至ったとの説明がありました。

また、委員から、他市町村の動向についての質疑に対し、人事委員会を設置している高知県は、官民格差が少ないとして勧告を見送ったが、人事委員会を設置していない市町村については、数年前から国の人事院勧告に準拠することが強く求められているとの説明がありました。

委員から、職員のモチベーションが低下しないよう対応を要請し、了承いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の対応で通常より業務が増加している中で、本来であれば、処遇改善をすべきところであるが、致し方ないとの討論がありました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席を願います。

総務文教常任委員会の質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。委員長は自席にお戻りください。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第77号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の方は御起立又は挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の方は御起立または挙手願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) どうも御苦労さまでした。閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11月会議に提案いたしました議案につきましては、全会一致で可決をいただき誠にありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

さて、コロナ禍の中で、さまざまなイベントが中止になる中、12月5日土曜日には、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上、1日限りの日程で、第37回土佐清水市産業祭が開催されます。地元の食材を使った美味しい物や幡多地域や南予からも特産品や農林水産物、果樹、苗木などの出店をはじめ、催し物といたしましては、幡多の郷土芸能のステージやめじかカード利用促進キャンペーンとして、めじかブースの設置やスタンプラリーの実施など、さらなる普及、啓発を図り、市内の経済活動活性化を推進したいと考えておりますので、ぜひ皆様

の御参加をお願いいたします。

最後になりますが、まもなく再開予定の12月定例会議においても、コロナ対策関連予算の補正予算案を再提案し、さらに社会経済活動の活性化と同時に感染拡大防止を両立するよう努めてまいりますので、何とぞ御理解のほど、よろしく申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は御苦勞さまでした。

○議長（永野裕夫君） 以上をもちまして、令和2年土佐清水市議会定例会11月会議を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時49分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員